

令和4年度 あさぎり町立あさぎり中学校

PTA総会資料



○日時：令和4年4月28日（木）15時45分～
○場所：あさぎり中学校 体育館・多目的室・他

} 総会を書面決議に替えます

あさぎり町立あさぎり中学校PTA

各ご家庭でご覧いただき、今年度の本校PTA活動に関して確認と承認をお願いいたします

◆ 令和4年度 P T A総会 次第 ◆

【資格確認】

- (1) 開 会
- (2) P T A会長あいさつ
- (3) 校長あいさつ
- (4) 議長選出
- (5) 議 事
 - 【第1号議案】
 - ① 令和3年度P T A事業報告
 - ② 令和3年度P T A会計決算報告並びに監査報告
 - 【第2号議案】
 - ① 令和4年度P T A役員選考について
 - ・旧役員あいさつ
 - ・新役員の承認及びあいさつ
 - 【第3号議案】
 - ① 令和4年度P T A事業計画（案）について
 - ② 令和4年度P T A会計予算（案）について
- (6) 議長降壇
- (7) 各種災害共済・保険制度加入について
 - ① 日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度について
 - ② 熊本県P T A共済・互助会費について
 - ③ （熊本県P T A連合会）団体賠償責任保険制度について
- (8) 給食会計決算報告及び今年度の給食費徴収について
- (9) その他
 - ① 心の教室（相談員・スクールカウンセラー）活動内容について
 - ② あさぎり中「安心安全メール」の登録について
 - ③ その他
- (10) 職員紹介
- (11) 諸連絡
- (12) 閉 会

令和4年度 あさぎり中学校グランドデザイン

学校教育目標

郷土を愛し、夢を持ち、自ら学び、礼節ある生徒の育成

校訓：自主 礼節 創造

取組の重点

あさぎり中の伝統に基づく「4つの生きて働く力」の育成

- | | |
|------------------|----------------------|
| 1 学力向上(夢と進路の実現) | 2 あいさつ(コミュニケーション・好感) |
| 3 無言清掃(気づき・思いやり) | 4 時間厳守(信頼・自己管理) |

【育成を目指す資質・能力】：「活力と規律」・「目的意識と主体的態度」・「実践から学ぶ力」

めざす学校像

- ★活気に満ちた規律ある学校
- ★美しく整った環境と安全・安心な学校
- ★地域社会から信頼され地域の核として存在感のある学校

めざす生徒像

- ★自ら考え、実践から学ぶ生徒
- ★互いを思いやり励まし合う生徒
- ★心身ともに健康でねばり強い生徒

あ…明るく
さ…爽やかで
ぎ…義を重んじ
り…凛とした生徒

めざす教師像

- ★深い教育的愛情と高い人権感覚を有し、使命感・向上心のある教職員
- ★常に研修に励み、実践力のある教職員
- ★不祥事根絶に組織体で取り組み、風通しのよい教職員集団
- ★生徒や保護者、地域社会から信頼される教職員

基本方針

- 1 生徒を中心に据え、学校、家庭、地域、行政の五者で「育成を目指す資質・能力」を共有するとともに、連携・協働した教育活動を推進し、地域の負託に応える学校づくりに努める。
- 2 創立11周年の新たなスタートの年と位置づけ、これまでの歴史と伝統の上に、更なるスクールプライドを醸成するとともに、教職員自らが人間性と専門性を磨き、特色ある教育活動を通して、生徒一人一人の豊かな心と確かな学力の育成に努める。
- 3 学校運営協議会の機能を生かし、地域とともにある学校づくりを推進する。
- 4 自然にふれあい、体験を通して実践から学ぶ、感性豊かな生徒の育成を目指す。
- 5 美しく、潤いのある、安全で安心できる環境づくりを進める。

重点努力事項

豊かな人間性の育成	確かな学力の育成	健康な体の育成	地域とともにある学校づくり
1 規範意識と基本的生活習慣の確立	1 「熊本の学び」の4つの基本方針を踏まえた取組の推進	1 安全教育の充実と過去の災害等を踏まえた防災教育の充実	1 育成を目指す資質・能力の五者による共有
2 人権尊重の精神に立った学校づくりといじめ・不登校の未然防止	2 「熊本の学び」アクションプロジェクトの深化	2 体力の向上と運動に親しむ環境の整備	2 家庭や地域社会の教育力を生かした教育活動の推進
3 道徳科の授業を要とした道徳教育の推進と指導方法の改善	3 英語が「好き」「分かる」生徒の育成に向けた授業改善	3 指針及び基本方針に基づいた適性で魅力ある部活動の推進	3 幼・保等、小、中、高の具体的連携の推進
4 教育相談活動の充実と関係機関との連携	4 家庭と連携した学習習慣形成の取組の推進	4 組織的な保健管理、保健指導、安全管理の充実	4 コミュニティースクールの取組による学校支援の活用と充実
5 潤いのある教育環境の整備	5 学力向上につながる効果的なICT活用の推進	5 食育の推進と給食活動の充実	5 家庭、地域社会への積極的な情報発信

令和3年度 あさぎ町立あさぎ中学校PTA事業実績(見込み)

月	PTA関係行事	本部役員会	地区委員会	学年委員会			文化広報委員会	家庭教育委員会	安全委員会	保健体育委員会	父親委員会	
				第1学年	第2学年	第3学年						
4月	入学式 授業参観・学級懇談 学年PTA 委員決め	入学式(9) 新旧役員会(22) 学年PTA参加(30)	委員決め	入学式・委員決め(9) 授業参観・学級懇談(30) 学年PTA(30) 委員決め	授業参観・学級懇談 学年PTA(30) 委員決め	授業参観・学級懇談 学年PTA(30) 委員決め	委員決め	委員決め	委員決め	委員決め	委員決め	
5月	学年PTA 合同役員会 PTA定期総会 郡P定期総会 体育大会	PTA定期総会(中止) 合同役員会(10) 運営委員会(10) 体育大会協力(16)	合同役員会(10) 運営委員会(10) 体育大会協力(中止)	合同役員会(10) 運営委員会(10) 体育大会協力(中止)	合同役員会(10) 運営委員会(10) 体育大会協力(中止)	合同役員会(10) 運営委員会(10) 体育大会協力(中止)	合同役員会(10) 運営委員会(10) 体育大会協力(中止)	合同役員会(10) 運営委員会(10) 体育大会協力(中止)	合同役員会(10) 運営委員会(10) 体育大会協力(中止)	合同役員会(10) 運営委員会(10) 体育大会協力(中止)	合同役員会(10) 運営委員会(10) 体育大会協力(中止)	
6月	高校説明会(中止) 郡P定期総会(中止) 郡P定期総会(中止)	運営委員会(22) 郡P定期総会(中止)	運営委員会(22)	運営委員会(22) 学年PTA役員会 郡P定期総会(中止)	運営委員会(22) 学年PTA役員会 郡P定期総会(中止)	運営委員会(22) 学年PTA役員会 郡P定期総会(中止)	運営委員会(22) 郡P定期総会(中止)	運営委員会(22) 郡P定期総会(中止)	運営委員会(22) 郡P定期総会(中止)	運営委員会(22) 郡P定期総会(中止)	運営委員会(22) 郡P定期総会(中止)	
7月	授業参観(3) 学年PTA(3) 地区保護者会(中止) 終業式(20) 始業式(26) 日P研究大会	運営委員会(中止) 地区保護者会(3) 夏祭り見回り(中止)	運営委員会(中止) 地区委員代表者会(3)	運営委員会(中止) 授業参観(3) 学年PTA(3)	運営委員会(中止) 授業参観(3) 学年PTA(3)	運営委員会(中止) 授業参観(3) 学年PTA(3)	運営委員会(中止) 学年PTA役員会	運営委員会(中止) 夏祭り見回り(中止)	運営委員会(中止)	運営委員会(中止)	運営委員会(中止)	
8月												
9月	町P連絡協議会 1年集団宿泊教室(30) 3年職場体験(中止)	本部役員会(7) 運営委員会(7)	地区委員会(7) 運営委員会(7)	運営委員会(7) 学年PTA役員会 1年集団宿泊教室(30)	運営委員会(7) 学年PTA役員会	運営委員会(7) 学年PTA役員会 学年親子行事(5)	運営委員会(7) 家庭教育委員会(中止)	運営委員会(7)	運営委員会(7)	運営委員会(7)	運営委員会(7)	
10月	九P研究大会 1年集団宿泊教室(1) 合唱コンクール(21・23) 2年修学旅行 文化祭(14) 校長・会長研修会(中止)	九P研究大会(不参加) 本部役員会(中止) 運営委員会(中止) 本部役員会(不参加) 本部役員会(2) 運営委員会(2)	九P研究大会(不参加) 運営委員会(中止) 地区委員会(2) 地区委員役員会(2)	九P研究大会(不参加) 運営委員会(中止) 2年修学旅行(延期) 駐車場協力 県P研究大会(不参加) 学年PTA役員会 運営委員会(2)	九P研究大会(不参加) 運営委員会(中止) 2年修学旅行(延期) 駐車場協力 県P研究大会(不参加) 学年PTA役員会 運営委員会(2)	九P研究大会(不参加) 運営委員会(中止) 文化広報委員会 県P研究大会(不参加) 文化祭(中止) 運営委員会(2)	九P研究大会(不参加) 運営委員会(中止) 文化広報委員会 県P研究大会(不参加) 文化祭(中止) 運営委員会(2)	九P研究大会(不参加) 運営委員会(中止)	九P研究大会(不参加) 運営委員会(中止)	九P研究大会(不参加) 運営委員会(中止)	九P研究大会(不参加) 運営委員会(中止)	九P研究大会(不参加) 運営委員会(中止)
11月	終業式(24) ロードレース大会(10) 冬季休業日	門松づくり(11)	地区代表選考委員会(9)	学年PTA(10)	学年PTA(10)	学年PTA(10)	文化広報委員会 瀬々らぎ発行(24)				門松づくり(11)	
12月												
1月	始業式(11) 2年立志式(28) 郡P家庭教育部研修会(中止)	運営委員会(18)	選考委員会(13) 運営委員会(18)	学年PTA役員会 2年立志式(28) 運営委員会(18)	学年PTA役員会 2年立志式(28) 運営委員会(18)	学年PTA役員会 運営委員会(18)	運営委員会(18) 郡P家庭教育部研修会(中止) 運営委員会(18)	運営委員会(18)	運営委員会(18)	運営委員会(18)	運営委員会(18)	
2月	授業参観 学年PTA	運営委員会	運営委員会 運営委員会	授業参観 学年PTA 運営委員会	授業参観 学年PTA 運営委員会	学年PTA 運営委員会	文化広報委員会 瀬々らぎ発行	運営委員会	運営委員会	運営委員会	運営委員会	
3月	卒業式 修了式 退任式 学年年末休業日	本部役員会 運営委員会 会計監査 卒業を祝う会	運営委員会 選考委員会	運営委員会 卒業式 卒業を祝う会	運営委員会 卒業式 卒業を祝う会	運営委員会 卒業式 卒業を祝う会	運営委員会 文化広報委員会 瀬々らぎ発行	運営委員会	運営委員会	運営委員会	運営委員会	

令和3年度 あさぎり中学校PTA会計決算書

1 収入の部

項目	本年度予算額	本年度決算額	増減額	備考	内訳
会費	1,320,000	1,313,250	-6,750	会員436人×3,000円 転入3名(5250円)	P406人,T33人
繰越金	474,874	474,874	0		
補助金	300,000	367,145	67,145	あさぎり町・町P連より	
雑収入	6	6	0	預金利息等	
合計	2,094,880	2,155,275	60,395		

2 支出の部

項目	本年度予算額	本年度決算額	残額	内訳	備考	
運営費	会議費	40,000	0	40,000		
	旅費	200,000	0	200,000		
	通信費	5,000	0	5,000		
	消耗品費	30,000	14,860	15,140	事務用品費等	
	印刷費	10,000	0	10,000		
	手数料	5,000	967	4,033	振込手数料	
	計	290,000	15,827	274,173		
事業費	教育文化費	130,000	130,000	0	学年・学級活動費	10,000×13学級
		105,000	105,000	0	委員会活動費(学年委員会を除く)	15,000×7委員会
		80,000	0	80,000		
		180,000	59,000	121,000	体育大会助成金	
		200,000	188,000	12,000	広報誌印刷費	
		50,000	0	50,000		
	教育支援活動費	100,000	249,700	-149,700	教育支援品購入(プロジェクター)	
	厚生救護費	50,000	10,000	40,000	弔慰金	
	福利費	20,000	0	20,000		
計	915,000	741,700	173,300			
負担金	負担金	240,000	227,240	12,760	郡P連負担金	P数×520円
		40,000	40,000	0	町P連負担金	
		65,000	60,600	4,400	安全互助会費	P数×150円
		6,000	4,950	1,050	安全互助会費	T数×150円
		130,000	125,160	4,840	児童・生徒賠償責任補償=280円/人	生徒数×10円 生徒数×270円
雑費	雑費	10,000	32,000	-22,000	費目外支出金(あさぎり町へ研修費分返還、転出者返金)	
基金	基金	100,000	100,000	0	記念事業・その他	
予備費	予備費	298,880	0	298,880		
合計	2,094,880	1,347,477	747,403			

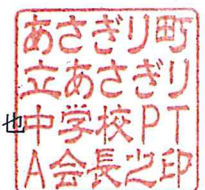
3 残高の部

総収入 2,155,275 — 総支出 1,347,477 = 残高 807,798 (次年度へ繰越)

基金積立	本年度積立額	基金合計
	100,000	666,228

上記のとおり報告します。
令和4年3月30日

あさぎり中学校PTA会長 福島 伸也



監査の結果、領収書及び通帳とともに上記のとおり相違ないことを報告します。

令和4年3月30日

あさぎり中学校監事 平山 恵



あさぎり中学校監事 豊永 勝則



令和4年度 あさぎ町立あさぎ中学校PTA事業計画(案)

月	PTA関係行事	本部役員会	地区委員会	学年委員会			文化広報委員会	家庭教育委員会	安全委員会	保健体育委員会	父親委員会
				第1学年	第2学年	第3学年					
4月	入学式 授業参観・学級懇談 学年PTA 委員決め	入学式 新旧役員会 学年PTA参加	委員決め	入学式・委員決め 授業参観・学級懇談 学年PTA 委員決め	授業参観・学級懇談 学年PTA 委員決め	学業参観・学級懇談 学年PTA 委員決め	委員決め	委員決め	委員決め	委員決め	委員決め
5月	学年PTA 合同役員会 町P定期総会 合同役員会 町P定期総会 郡P定期総会 体育大会	町P定期総会 合同役員会 運営委員会 体育大会協力	合同役員会 運営委員会 体育大会協力	合同役員会 運営委員会 体育大会協力	合同役員会 運営委員会 体育大会協力	合同役員会 運営委員会 体育大会協力	合同役員会 運営委員会 体育大会協力	合同役員会 運営委員会 体育大会協力	合同役員会 運営委員会 体育大会協力	合同役員会 運営委員会 体育大会協力	合同役員会 運営委員会 体育大会協力
6月	高校説明会 県P定期総会 郡P定期総会	運営委員会 郡P定期総会	運営委員会	運営委員会 学年PTA役員会 郡P定期総会	運営委員会 学年PTA役員会 郡P定期総会	運営委員会 学年PTA役員会 郡P定期総会	運営委員会 郡P定期総会	運営委員会 郡P定期総会	運営委員会 郡P定期総会	運営委員会 郡P定期総会	運営委員会 郡P定期総会
7月	授業参観 学年PTA 地区保護者会 終業式・夏季休業日 始業式 日P研究大会	運営委員会 地区保護者会	運営委員会 地区保護者会	運営委員会 授業参観 学年PTA 学年PTA役員会 学年行事	運営委員会 授業参観 学年PTA 学年PTA役員会 学年行事	運営委員会 授業参観 学年PTA 学年PTA役員会 学年行事	運営委員会 瀬々らぎ発行	運営委員会	運営委員会 夏祭り見回り	運営委員会	運営委員会
8月		夏祭り見回り		学年PTA役員会 学年行事	学年PTA役員会 学年行事	学年PTA役員会 学年行事	家庭教育委員会 工ブロン補修	家庭教育委員会	夏祭り見回り		夏祭り見回り
9月	町P連絡協議会 1年集団宿泊教室 3年職場体験	本部役員会 運営委員会	地区委員会 運営委員会	学年親子行事 運営委員会	運営委員会 学年PTA役員会	運営委員会 学年PTA役員会	運営委員会	運営委員会 家庭教育委員会	運営委員会	運営委員会	運営委員会
10月	合唱コンクール 2年修学旅行	本部役員会 運営委員会	運営委員会	運営委員会 1年集団宿泊教室 駐車場協力	運営委員会 2年修学旅行 駐車場協力	運営委員会	運営委員会 文化広報委員会	運営委員会	運営委員会	運営委員会	運営委員会
11月	文化祭 校長・会長研修会	県P研究大会 本部役員会 運営委員会	県P研究大会 運営委員会 地区委員会役員会	県P研究大会 学年PTA役員会 運営委員会	県P研究大会 学年PTA役員会 運営委員会	県P研究大会 学年PTA役員会 運営委員会	県P研究大会 文化祭 運営委員会	県P研究大会 運営委員会	県P研究大会 運営委員会	県P研究大会 運営委員会	県P研究大会 父親委員会 運営委員会
12月	九P研究大会 終業式 冬季休業日	九P研究大会 終業式 冬季休業日	九P研究大会 終業式 冬季休業日	九P研究大会 学年PTA 学年PTA	九P研究大会 学年PTA 学年PTA	九P研究大会 学年PTA 学年PTA	九P研究大会 学年PTA 学年PTA	九P研究大会 学年PTA 学年PTA	九P研究大会 学年PTA 学年PTA	九P研究大会 学年PTA 学年PTA	九P研究大会 学年PTA 学年PTA
1月	始業式 2年立志式 郡P家庭教育研修会	郡P家庭教育研修会		学年PTA役員会	学年PTA役員会 2年立志式	学年PTA役員会	郡P家庭教育研修会	郡P家庭教育研修会			
2月	授業参観 学年PTA	運営委員会	選考委員会 運営委員会	授業参観 学年PTA 運営委員会	授業参観 学年PTA 運営委員会	学年PTA 運営委員会	文化広報委員会 運営委員会	運営委員会	運営委員会	運営委員会	運営委員会
3月	卒業式 修了式 退任式 学年末休業日	本部役員会 運営委員会 会計監査 卒業を祝う会	運営委員会 選考委員会	運営委員会 卒業式 卒業を祝う会	運営委員会 卒業式 卒業を祝う会	運営委員会 卒業式 卒業を祝う会	運営委員会 文化広報委員会 瀬々らぎ発行	運営委員会	運営委員会	運営委員会	運営委員会

令和4年度 あさぎり中学校PTA会計予算書(案)

収入の部

項目	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考	内訳
会費	1,365,000	1,320,000	45,000	会員455人×3000円	P420人,T35人
繰越金	807,798	474,874	332,924		
補助金	300,000	300,000	0	あさぎり町・町P連より	
雑収入	2	6	△4	預金利息等	
合計	2,472,800	2,094,880	377,920		

支出の部

項目	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考	内訳	
運営費	会議費 ①	40,000	40,000	0	委員会費(運営委員会・選考委員会・監査委員会・総会等)	
	旅費 ②	300,000	200,000	100,000	旅費(九P・県P・郡P・その他)	
	通信費 ③	5,000	5,000	0	切手代	
	消耗品費 ④	30,000	30,000	0	事務用品費等	
	印刷費 ⑤	10,000	10,000	0		
	手数料 ⑥	5,000	5,000	0		
	計	390,000	290,000	100,000		
事業費	①	130,000	130,000	0	学年・学級活動費	10,000×学級数
	②	105,000	105,000	0	委員会活動費(学年委員会を除く)	15,000×7委員会
	③	80,000	80,000	0	研修参加費・資料代等	
	④	180,000	180,000	0	体育大会助成金	
	⑤	200,000	200,000	0	広報誌印刷費	
	⑥	50,000	50,000	0	講演会費	
	教育支援活動費 ⑦	100,000	100,000	0	各種教育機器等	
	厚生救護費 ⑧	50,000	50,000	0	弔慰金	
	福利費 ⑨	20,000	20,000	0	転退職者記念品等	
計	915,000	915,000	0			
負担金	負担金 ①	240,000	240,000	0	郡P連負担金	PT数×520円
	②	40,000	40,000	0	町P連負担金	
	③	65,000	65,000	0	安全互助会費	P数×150円
	④	6,000	6,000	0	安全互助会費	T数×150円
	⑤	140,000	130,000	10,000	児童・生徒賠償責任補償	生徒数×10円 生徒数×270円
雑費	雑費 ①	10,000	10,000	0	費目外支出金	
基金	基金 ①	100,000	100,000	0	記念事業・その他	
予備費	予備費 ①	566,800	298,880	267,920		
合計	2,472,800	2,094,880	377,920			

上記のとおり提案いたします。

令和4年4月28日

あさぎり中学校PTA

【令和4年度 P T A運営委員・専門委員一覧】

【運営委員一覧】

役職名	氏名	地区名	生徒名	学年	備考
会長	福島 伸也	上	光優	2年	総括
副会長	那須 慶介	免田	祐月	3年	会長補佐・会議進行
	溝口 奈緒	須恵	敢太	2年	
書記 (教職員)	中村 裕記	上	文	3年	議事記録
	山本 哲也	中学校			事務局
会計 (教職員)	濱田 裕介	深田	佳奈	2年	会計実務
	片山 知美	中学校			会計補佐
監事	井上 貴章	岡原	瑞稀	3年	会計監査及び報告
	桑原 明彦	免田	雅	3年	
地区委員長					
文化広報委員長					
家庭教育委員長					
安全委員長					
保健体育委員長					
父親委員長					
第1学年委員会					
第2学年委員会					
第3学年委員会					
顧問	片山 源次	中学校			

【担当職員一覧】

委員会名	主査	担当				
本部役員会	山本 哲也	片山 源次	山本 祥博		田上 順一	
地区委員会	野々脇惇二	堀田 貴史	上刈匡基		谷口純子	
文化広報委員会	長谷場陽子	中村朱里	竹井優衣	松木愁琳	中野 博	尾方萌利
家庭教育委員会	宮本 由実	久川 裕美子		新木 由美子		
安全委員会	岩崎 久典	犬童 莉恵		山本 康平		松原 浩三
保健体育委員会	久間 章弘	中武 修	平江怜奈	中村泰介		福山浩一
父親委員会	吉村 俊浩	福田 美穂		寄元 岳		
第1学年委員会	鶴本百合子					
第2学年委員会	恒松三津子					
第3学年委員会	黒木亜里沙					

あさぎり町立あさぎり中学校PTA会則

(名称及び事務所)

第 1 条 本会は、あさぎり町立あさぎり中学校PTAと称し、事務所をあさぎり中学校内に置く。

(目的)

第 2 条 本会は、会員の教育に関する理解を深め、会員相互の融和を図りながら、学校、家庭及び地域社会が一体となった取り組みを行い、生徒の健やかな成長を支援することを目的とする。

(会員)

第 3 条 本会の会員は、あさぎり中学校生徒の保護者、教職員及び前条の目的に賛同して入会した者とする。

(事業)

第 4 条 本会は第2条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- (1) 生徒の学習の奨励
- (2) 生徒の健康・体力づくりの推進
- (3) 会員相互の研修
- (4) 学校生活環境及び地域における教育環境の充実
- (5) 生徒及び会員の生涯学習活動等の推進
- (6) 関係機関・団体との連絡協調
- (7) 会員の慶弔
- (8) その他、目的達成のために必要と認められる事業

(役員)

第 5 条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 (1名)
- (2) 副会長 (2名)
- (3) 書記 (保護者、教職員各1名)
- (4) 会計 (保護者、教職員各1名)
- (5) 監事 (2名)
- (6) 顧問 (若干名)

(役員を選出)

第 6 条 前条各号の役員を選出については、別に定める規定により選出し、総会の承認を得て決定する。

(役員任期)

第 7 条 役員任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合の後任役員任期は、前任役員残任期間とする。
- 3 後任役員選出については、前条に準ずる。

(役員の仕事)

第 8 条 役員の仕事は次による。

- (1) 会長は、本会を代表して会務を総理し、総会、運営委員会及び役員会を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が事故ある時は、あらかじめ会長が指名した副会長が会長の仕事を代理する。
- (3) 書記は、本会の庶務を処理するほか、総会、運営委員会及び役員会の議事を記録する。
- (4) 会計は、総会で承認された本会の会計事務処理を行う。
- (5) 監事は、本会の事業及び会計事務を監査し、総会において報告を行う。なお、必要に応じ会計年度途中において中間監査を行うこともできる。
- (6) 顧問は、本会の円滑な運営と発展のために必要な助言、指導を行う。

(会 議)

第 9 条 本会の会議は次による。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 役員会
- (4) 専門委員会
- (5) その他、会長が必要と認めた会議

(総 会)

第 10 条 総会は、本会の最高議決機関とし、次の事項を審議する。

- (1) 事業の報告の承認
- (2) 収支決算の承認
- (3) 事業計画の承認
- (4) 収支予算の承認
- (5) 会則の改廃
- (6) 役員の変更
- (7) 本会の運営に関する重要な事項で、役員会において必要と認めた事項

(総会の定足数等)

第 11 条 総会の成立定足数は、委任状を含め会員の 2 分の 1 以上の出席によって成立する。

2 総会は、毎年度始めに開催する通常総会と必要に応じて開催する臨時総会とする。

3 総会は、会長が招集する。また、運営委員会が必要と認めた場合、会長は総会を招集しなければならない。

4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は議長が決する。

5 総会の議長は、総会の開催ごと出席者の中から選出する。

(運営委員会)

第 12 条 本会に、役員会及び各専門委員会委員長をもって構成する、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、会長が招集する。

3 運営委員会の成立定足数は、委員の 2 分の 1 以上の出席によって成立し、議事は出席者の過半数によって決する。

(役員会)

第13条 役員会は、第5条各号に規定する役員の3分の2以上の出席により成立し、議事は出席者の過半数によって決する。

2 役員会は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

3 役員会は、次の事項を処理する。

(1) 総会の議案

(2) 総会から付託された事項

(3) 専門委員会から提出された事項

(4) その他、本会の運営上、会長が必要と認めた事項

(専門委員会)

第14条 本会に、次の専門委員会を置く。

(1) 地区委員会

(2) 学年委員会

(3) 文化・広報委員会

(4) 家庭教育委員会 ※1 提案【名称変更】家庭教育委員会→母親委員会

(5) 安全委員会

[14条(4)、15条(4)]

(6) 保健体育委員会

(7) 父親委員会

2 前項の各専門委員会の正副委員長は、委員の互選によって選出する。

3 各委員会は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

4 委員長は、委員会を招集した場合は、その結果を直近の運営委員会に報告しなければならない。

(専門委員会の構成と活動)

第15条 前条の各専門委員会の構成と活動は、次による。

(1) 地区委員会は、別表により生徒の住所を有する地区の保護者及び地区担当の教職員をもって構成し、次の活動を行う。

ア 各地区における本活動の周知

イ 会費の徴収

ウ 安全委員会と協力した通学時の交通安全指導活動

エ 役員の選出

オ その他各地区において必要な活動

(2) 学年委員会は、各学級単位に選出された2名の委員及び学年の正副担当の教職員によって構成し、次の活動を行う。

ア 各学年における年間活動の計画と実践

イ 各学年における教育活動への協力

ウ その他各学年において必要な活動

(3) 文化・広報委員会は、学級単位に選出された1名の委員と担当教職員によって構成し、次の活動を行う。

ア 定期的な広報誌の発行

イ 学校の文化関係行事への協力

ウ 生徒の文化及びボランティア活動の推進と協力

エ 本会活動のPRと活動記録の保存

オ 関係機関、団体等が開催する広報活動に関する研修会等への参加及び自主研

修会

カ その他必要な活動

(4) 家庭教育委員会は、学級単位に選出された1名の委員と担当教職員によって構成し、次の活動を行う。

ア 家庭教育の向上に関する企画を立案して実践に努めながら、教育活動推進に協力する。

イ 関係機関、団体との研修活動

ウ その他必要な活動

(5) 安全委員会は、学級単位に選出された1名の委員と担当教職員によって構成し、次の活動を行う。

ア 地区委員会と協力した通学時の交通安全指導活動

イ 通学路及び危険箇所等の調査報告

ウ 学校における安全対策への協力

エ 校外活動及びイベント時の生活安全指導

オ その他安全対策上必要な活動

(6) 保健体育委員会は、学級単位に選出された1名の委員と担当教職員によって構成し、次の活動を行う。

ア 学校の体育関係行事への協力

イ 生徒の健康・体力づくり活動の推進と協力

ウ 学校の環境整備に関する活動

エ その他必要な活動

(7) 父親委員会は、役員会及び活動の趣旨に賛同する専門委員、並びに会員の男性の有志と担当職員によって構成し、次の活動を行う。

ア 父親相互の連携活動と教育諸活動への協力

イ 製作や修繕等に関する活動

ウ その他必要な活動

(会費)

第16条 本会の会費は、年額3,000円とし、金額の決定は総会の承認を得なければならない。ただし、第3条の規定に基づく賛同会員、第5条に規定する役員のうち、顧問となった者が会員以外の場合については、会長の判断により免除することができる。

2 年度途中における転入、転出の場合の会費の取り扱いについては、月単位とする。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

(委任事項)

第18条 本会則に定めるものの他、本会の運営上必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附 則 この会則は、平成24年4月1日より施行する。

この会則は、平成26年4月1日より施行する。

この会則は、平成29年4月1日より施行する。

地区委員会の構成について

あさぎり町立あさぎり中学校PTA会則第15条第1号に規定する地区委員会の構成については、下表のとおりとする。

地区名（地区代表者数）	行政地区名
上小学校地区（2）	井上、下永里、永里、上永里、榎田、清水、塚脇、上西別府、下西別府、今井、柳別府、神殿原、平和、石坂、永山、狩所、麓、秋時、皆越
免田小学校地区（2）	築地、上吉井、下吉井、並木吉井、八幡、久鹿、大正、本町、堀ノ角、二子、黒田、永才、下乙
岡原小学校地区（1）	宮麓、熊野、竹野、別府・桧山、齊堂・開墾、福留・岡麓、永岡
須恵小学校地区（1）	覚井、屯所、阿蘇、寺池
深田小学校地区（1）	古草城、明廿、下里、内山、新、植の里、庄屋、仁王

※ 地区名の（ ）内数は、あさぎり町立あさぎり中学校PTA役員選出規定第3条に示す各地区選出の代表者数

あさぎり町立あさぎり中学校PTA役員選出規定

(目的)

第1条 本規定は、あさぎり町立あさぎり中学校PTA会則（以下、「会則」という。）第6条の規定に基づく役員を選出について必要な事項を定め、会務の円滑な運営に資することを目的として定める。

(対象役員)

第2条 本規定の対象となる役員は、会則第5条に規定する役員のうち、次の役員（以下、「対象役員」という。）とする。ただし、顧問については、知識並びに経験を有する者の中から選出するものとする。

- (1) 会長（1名）
- (2) 副会長（2名）
- (3) 書記（保護者1名）
- (4) 会計（保護者1名）
- (5) 監事（2名）
- (6) 顧問（若干名）

(代表役員を選出)

第3条 前条の規定による役員を選出に際しては、会則第15条第1号別表に規定する各地区から選出された代表者から、PTA役員選考委員会により対象役員をそれぞれ推薦し、総会において承認を受け選任する。

(選考委員会の設置)

第4条 選考委員会は、1～2学年委員長、職員若干名、地区委員代表免田小・上小校区各2人、岡原小・須恵小・深田小各1人によって構成する。地区委員各校区代表は地方委員会で選出する。ただし、選考委員長は選考委員会の互選とする。

2 選考委員会は、その任務の終了した時、解散する。

(役員指名)

第4条 対象役員のうち顧問は、会長が指名する。

(役員補充)

第5条 年度途中において役員に欠員を生じた場合は、当該地区委員会より選出し、役員会で承認する。

(委任事項)

第6条 本規定に定めるものの他、役員選出に関し必要な事項は、会長が役員会に諮って別に定める。

附 則 この規定は、平成24年4月1日より施行する。
この規定は、平成29年4月1日より施行する。
この規定は、平成31年4月1日より施行する。

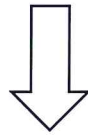
P T A役員選出規定一部改訂について

(代表役員の選出)

第3条 前条の規定による役員の選出に際しては、会則第15条第1号別表に規定する地区からそれぞれ代表役員を選出する。

(役員相互選)

第4条 会長、副会長、書記、会計、監事については、前条で選出された役員の互選とする。



(代表役員の選出)

第3条 前条の規定による役員の選出に際しては、会則第15条第1号別表に規定する各地区から選出された代表者から、P T A役員選考委員会により対象役員をそれぞれ推薦し、総会において承認を受け選任する。

(選考委員会の設置)

第4条 選考委員会は、1～2学年委員長、職員若干名、地区委員代表免田小・上小校区各2人、岡原小・須恵小・深田小各1人によって構成する。地区委員各校区代表は地区委員会で選出する。ただし、選考委員長は選考委員会の互選とする。

2 選考委員会は、その任務の終了した時、解散する。

あさぎり町立あさぎり中学校PTA旅費及び弔慰金に関する規定

(目的)

第 1 条 この規定は、あさぎり町立あさぎり中学校PTA（以下、「会則」という。）の運営に必要な旅費及び弔慰行為に関して必要な事項を定める。

(経費)

第 2 条 前条の目的に関し必要な経費は、本会総会で承認を得た収支予算において必要な支出項目を設置し支出する。

(旅費)

第 3 条 会員が校区外で開催される会議及び研修会等（会長が認めたものに限る。）に出席する場合において、旅費の支給が必要な場合は、別表1により旅費を支給する。

(弔慰金)

第 4 条 会員及び在校生徒に対する弔慰金は、別表2による。

(委任事項)

第 5 条 この規定に定めるものの他、必要な事項は会長が役員会に諮って別に定める。

附 則 この規定は、平成24年4月1日より施行する。
この規定は、平成25年4月1日より施行する。

(別表1)

あさぎり町立あさぎり中学校PTA旅費及び弔慰金に関する規定第3条に規定する旅費の支給額については、下表のとおりとする。

行き先	宿泊費（一泊）	交通費
人吉球磨管内の市町村（あさぎり町内を除く）	—	1,000円
上天草市、天草市、苓北町	一律8,000円を上限として、支給する。	あさぎり町一般職の旅費支給規程に準じて、予算の範囲内で支給する。
下益城郡以南の県内市町村（上天草市、天草市、苓北町を除く）		
上益城郡、熊本市以北の県内市町村		
九州管内の市町村（熊本県内除く）		
九州管外の市町村		

※参加費、資料代は全額支給する。また、食費として700円を支給する。

(別表2)

あさぎり町立あさぎり中学校PTA旅費及び弔慰金に関する規定第4条に規定する弔慰金の支給額については、下表のとおりとする。

弔慰金の種別	金額
会則に規定する会員（保護者、教職員及びその配偶者）の死亡	10,000円
在校生徒の死亡	10,000円

あさぎり町立あさぎり中学校PTA表彰規定

第1条 目的

あさぎり町立あさぎり中学校PTA会員相互の親和を深めることを目的として、この規定を設定する。

第2条 経費

本規定の運営のために要する経費は、PTA予算より支出する。

第3条 表彰について

(1) 本会の運営委員会及び監事として、本会の運営活動に貢献した会員については、本会を去る時点で表彰する。

- ・ 会長 1年以上
- ・ 副会長 2年以上
- ・ 書記 2年以上
- ・ 会計 2年以上
- ・ 監事 2年以上
- ・ 顧問 2年以上
- ・ 運営委員 2年以上

(2) その他、特に表彰することが適当と認められた者については、運営委員会の協議決定に基づいて表彰する。(PTA会員以外の者も含める。)

(3) 表彰はPTA会長及び学校長の連名にて行う。

(4) 表彰は、総会において行う。但し、事情によっては臨時にこれを行う。

付 則 この規定は、平成31年4月1日より施行する。

学校(園)でけがをしたときは…

独立行政法人日本スポーツ振興センターでは、学校で起こったけがなどに対して医療費等の給付を行っています。この給付の経費を、国・学校の設置者・保護者(同意確認後)の三者で負担しています。

その仕組みを「**災害共済給付制度**」といいます。



先日体育の授業でけがをしたヒデオくん。病院での治療を受けたようです。



センターから

¥ **給付金** が支払われます!

学校で、けがなどをして病院にかかり請求書類が届くと、センターは内容を審査し、基準に該当すると給付金をお支払いします。



学校の設置者
(教育委員会、学校法人など)



学校に提出してください



* 健康保険が適用される受診が対象です。

* 受診した月から2年間請求を行わなかった場合、給付が受けられなくなります。

お願い

『医療等の状況』等を医療機関等に証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師のみなさまの特別の配慮によりご協力をいただいております。

用紙を持参してもその場で書くに書いていただけない場合もありますことをご了承ください。

学校の管理下って？

1 授業中（保育中を含む）
 例 各教科、遠足、修学旅行、大掃除など

2 学校の教育計画に基づく課外指導中
 例 部活動、林間学校、臨海学校など

3 休憩時間中及び学校の定めた特定時間中
 例 始業前、業間休み、昼休み、放課後

4 通常の経路及び方法による通学（園）中
 例 登校（登園）中、下校（降園）中

5 その他
 寄宿舎にあるとき

こんなときに給付金をお支払いします

 授業中にはさみで指を切る	 遠足で虫に刺される	 休憩時間に鉄棒から落下	 通学中に自転車で転倒
 休憩時間に階段から滑って転倒	 部活動中の熱中症	 学校給食などによる食中毒	 部活動試合中の転倒

障害 負傷や疾病が治った後に残った後遺症（その程度によって第1級から第14級まで区分）
死亡 学校の管理下において発生した事件や疾病に直接起因する死亡、突然死

本チラシは概要をお知らせしています。詳しくは、「災害共済給付制度」のお知らせ、センターホームページをご覧ください。



令和3年4月1日

保護者 各位

あさぎり町学校給食センター
所長 山富 功一
〔所長印省略〕

令和3年度学校給食会計(仮)決算報告書

日頃より、本町の学校給食事業運営につきまして御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。表記の件につきまして次のとおり報告させていただきます。

記

- | | | |
|---|-------------------|---------|
| 1 | 学校名 | あさぎり中学校 |
| 2 | 生徒1人あたりの年間給食費 | 4,950 円 |
| 3 | 給食実施基準回数 | 184 回 |
| 4 | 給食実施校における年間給食実施回数 | |
| | ① 1年生 | 184 回 |
| | ② 2年生 | 184 回 |
| | ③ 3年生 | 174 回 |

5 収支内訳

① 収入の部

項 目	収入済額	備 考
給食費	22,144,500	収入予定額で計上
町補助分		出納閉鎖期間中のため未計上
給食費未収金		出納閉鎖期間中のため未計上
その他		
合 計	22,144,500	

② 支出の部

項 目	収入済額	備 考
賄材料費	0	出納閉鎖期間中のため未計上
給食費精算還付金	0	出納閉鎖期間中のため未計上
合 計	0	

※ 決算監査報告について

本年度より公会計化に伴い、決算監査報告は地方自治法に基づき「町の監査委員」によって監査が行われます。

決算内容の公開については地方自治法第233条第3項の規定による町議会の決算認定後、同法第6項の規定により、毎年10月上旬を目途に町HP上での公開となります。

学校給食費についての大切なお知らせです。

あさぎり町では、令和3年4月から、学校給食費は「公会計^(※1)」へ移行しました。これに伴い、保護者の皆さまが納める学校給食費の取扱いは、住宅料金や水道料金と同じく、「公費^(※債権的には私債権)」となります。

※1「公会計」とは学校給食費をあさぎり町の歳入・歳出予算に計上し、議会の承認を経た上で町長が徴収・管理していく方法です。

※「私債権」とは、契約などの当事者間の合意（私法上の原因）に基づき発生する債権です。

※情報は、あさぎり町 HP(<https://www.town.asagiri.lg.jp/q/aview/119/15367.html>)で今後随時更新していきます。

1 収納代行サービスでの口座振替

あさぎり町の学校給食費は、規則に基づき、収納代行サービスを利用した口座振替方式によるお支払いとなります。現在、「納入袋」でのお支払いの保護者さまもこの機会に口座振替をお考えください。※R2年度までは、給食センターのみでの現金取り扱いとなっています。R3年度から「給食費専用納付書」での納付となっています。

2 学校給食申込書の提出をお願いします。

令和3年4月からの学校給食は、「あさぎり町長（町）」と保護者の皆さまとの「契約関係」のもとに提供していくこととなりますので、「学校給食申込書」の提出が必要ですが、在校生の児童生徒においては提出の必要はありません。提出いただくのは、令和4年度に小学校に入学する児童の保護者さまと、令和3年度以降、町内小中学校に転入される児童生徒の保護者さまが該当です。

3 学校給食費について

保護者の皆さまにご負担いただく令和4年度の給食費納付額は下表になります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月
(小)3,800円	(小)3,800円	(小)3,800円	(小)3,800円	(小)3,800円	(小)3,800円
(中)4,500円	(中)4,500円	(中)4,500円	(中)4,500円	(中)4,500円	(中)4,500円
10月	11月	12月	1月	2月	3月
(小)3,800円	(小)3,800円	(小)3,800円	(小)3,800円	(小)3,800円	精算
(中)4,500円	(中)4,500円	(中)4,500円	(中)4,500円	(中)4,500円	

4 給食費の「滞納」にはご注意ください

今後は、地方自治法施行令及び民法の規定に従い、学校給食費を滞納し、督促状の送達を受けてもなお、納付されないときは、裁判所において、支払督促等の法的手続きを開始する可能性があります。この場合において、あさぎり町の請求が認められた場合は、財産の差押（遅延損害金等含む）、少額訴訟等を行う場合があります。



心の教室 相談員活動について（お知らせ）

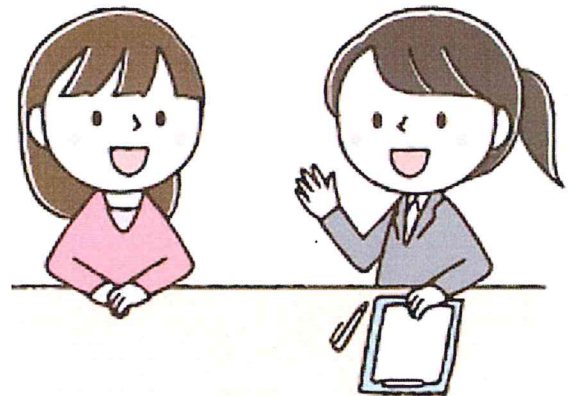
相談員 小谷 つゆみ

心の教室は、どんなところ？

生徒のみなさんが、不安や悩みを気軽に話せる場所です。
相談者が「話をしてよかった。相談して気持ちがスッキリとした。」と心のゆとりを持てるように話を聴くところです。

どこにあるのかな？

職員室の向かいにあります。



いつ、行けるのかな？

休み時間に利用してください。
個別の相談は、出来るだけ事前にお知らせください。

相談員の活動内容について

- ・生徒の個別の相談活動。
- ・学校・学年・学級などで実施される教育相談への対応。
- ・不登校や登校をしづりがちな生徒への対応。
- ・スクールカウンセラー(SC)や、スクールソーシャルワーカー(SSW)と連携した活動。

保護者のみなさまへ

中学生になると、学校生活や心と体の成長に不安を抱えたり、戸惑うことがあると思います。一人で悩まず相談することで、自分の考えを整理したり、方向性の幅を広げることにつながります。

相談員は、先生方とは違う立場(第三者的な存在)で相談をお受けしています。生徒のみなさんが、充実した学校生活を過ごせるように応援しています。
よろしくお願いします。

保護者様

あさぎり町立あさぎり中学校

校長 片山 源次

令和4年度 スクールカウンセラーによる相談について

1 スクールカウンセラー（以下「SC」という）の役割について

生徒に対する相談のほか、保護者及び教職員に対する相談、教職員等への研修、事件・事故等の緊急対応における被害生徒の心のケアなどに対応するため、各学校に配置されています。

2 SCの業務について

- (1) 生徒、保護者等へのカウンセリングおよび授業での講師
- (2) 教職員に対する助言、援助
- (3) 教職員の資質向上のための研修等の講師
- (4) 家庭、地域、関係機関と連携した生徒への援助
- (5) 専門機関への紹介

などが挙げられます。

3 来校予定のSCの紹介

下記のお二人の先生が、あさぎり中学校に来校され、対応されます。来校予定日については本年度は基本的に火曜日に来校予定ですが、予定の変更もありますので、カウンセリングご希望の場合は後述します窓口におたずねください。

SCの先生-山崎 晃（やまさき こう）先生

※ 相談時間は基本的に50分程度です。

4 SCの申込方法

(1)・担任

- ・心の相談員
- ・教育相談
コーディネーター
に申し込む。



教育相談
コーディネーターで日程調整します。



- ・日程調整後、日時と場所を連絡します。
- ・面談当日は5分前には事務室前においでください。

(2) 電話で申し込む

学校：47-0010

抱え込まずに話してみませんか。気軽に申し込んでください。お待ちしております。

一斉メール配信システム 『あさぎり中安心メール』登録のお願い

春陽の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

皆様に本校の「一斉メール配信システム」への登録のご案内を致します。外出先でもスピーディーかつ、確実に学校やPTAからの情報を受け取ることができます。子ども達の安全を守り、学校やPTA活動を円滑に行うため、保護者全員のご登録をお願い致します。

下記<ご注意>をよくご確認の上、ご登録をお願いいたします。

(登録方法は裏面)

できるだけお早い登録をお願いします！

登録されない方には、急を要する情報のお知らせができません。必ず登録をお願いします。

あさぎり中安心メール

不審者情報

〇〇付近で不審者が目撃されました。本日は集団下校となります。〇時頃下校となりますので、可能な方は近所までお迎えをお願いします。不審者の特徴は黒っぽい服装にマスク着用で、白の車に乗って…

学校からの緊急連絡

明日の運動会は雨のため延期になりました。明日は通常授業となります。明後日が振替休日となります。

インフルエンザ情報

インフルエンザによる学級閉鎖のご連絡です。本日、〇年×組のインフルエンザの罹患者が〇名になりましたので、学級閉鎖となりました。

学年行事などの案内

明日は、〇学年行事です。〇時に体育館に集合してください。体育館用シューズとPTAの腕章をお持ちください。多くの皆様の参加をお待ちしています。

PTAからのお知らせ

〇月〇日は校内美化作業です。子供たちが安全で快適な学校生活を送れるように、ご協力をお願いします。7:00に学校校庭に集合して下さい。



< ご注意 >

- ① メールアドレスを変更された場合は、再度空メールを送信し、再登録をお願いいたします。
- ② 登録された個人情報は、配信以外に使用することはありません。
- ③ メール受信には通常のメール受信料がかかります。
- ④ 協賛事業所に対して、本メールへ登録した情報が開示されることはありません。
- ⑤ ご登録は保護者（PTA会員・PTA非会員）及び児童生徒のご家族、学校が許可する方々に限らせて頂きます。

「あさぎり中安心メール」協賛事業所

地域に密着して活動を行っている事業所様で、CSR（地域貢献）に、ご賛同・ご協力いただける事業所様を1校につき4社募集（1業種1社限定）しております。

残り 2 社募集中

- あすを読む 熊本日日新聞社
- あなたと私のゆめタウン ゆめタウン八代

あさぎり中安心メール 登録のしかた

◆ 「あんしんメール」ご登録方法は、アプリまたはメールアドレスのどちらでも登録できます◆



「あんしんメール」アプリでの登録

- 「あんしんメールアプリ」をインストール（無料）
- 「あんしんメールアプリ」を起動し、「新規登録」をクリック
- グループ画面の「追加（画面右上）」をクリック
- 下記の登録用メールアドレスのQRコードの読み取りまたはメールアドレスを直接入力し、「グループに登録」をクリック
- 必要事項入力後「登録」をクリックし、グループ画面に登録した学校名が表示されると登録完了

① 【iPhone版】



【Android版】



QRコード	<h3>「あさぎり中安心メール」登録用メールアドレス</h3> <p>※ アプリインストールによる個人情報の収集等は一切ありません</p> <h2 style="font-size: 2em;">asgr@gw.ansin-anzen.jp</h2> <p style="text-align: right;">← 直接入力の場合 必ず半角英数字入力</p>
-------	---

① 右上記のQRコードでアプリがインストールできない場合
【iPhone版】
… 「App Store」
【Android版】
… 「Playストア」
から「あんしんメール」を検索ください

②

③

④

⑤



メールアドレスでの登録

- 下記の登録用メールアドレス（QRコードまたは直接入力）へ空メールを送信

QRコード	<h3>「あさぎり中安心メール」登録用メールアドレス</h3> <p>※ スマートフォンで空メールを送信する際は、<u>件名に任意の一字（「あ」等）</u>を入れて送信して下さい</p> <h2 style="font-size: 2em;">asgr@gw.ansin-anzen.jp</h2> <p style="text-align: right;">← 直接入力の場合 必ず半角英数字入力</p>
-------	---

- 返信メール本文に記載のURLをクリック
- 「本登録画面へ」をクリック
- 表示された登録画面の項目を入力
- 「入力内容確認」をクリック
- 登録内容を確認し、「登録」をクリック
- 「登録完了」画面が表示されると登録完了

《②登録フォーム》

…からの緊急連絡・お知らせ事項・不審者情報などを配信いたします
仮会員登録が完了しました。
下記のURLを開き登録画面へお進みください。

http://gw.ansin-anzen.jp

《④登録画面表示》

*は必須項目です。
登録メールアドレス
xxx@docomo.ne.jp
■登録者名 *

[入力内容確認] [キャンセル]

【ドメイン指定受信設定】



【**ご注意**】空メールを送っても返信が来ない場合

ドメイン（anzen.jp）指定受信の設定をお願いします
※メールアドレス指定ではありません
※設定ができない場合、この用紙をお持ちになり
各携帯電話ショップにて設定をお願いして下さい

- 株式会社テクノミックス (<http://tmix.co.jp/>) ●
- 登録方法のお問い合わせは、
①学校名 ②お名前 ③電話番号
④お問い合わせ内容 をご記入の上、
株式会社テクノミックス qa@tmix.co.jp まで
メールにてお問い合わせください。

「あさぎり中安心メール」協賛事業所

地域に密着して活動を行っている事業所様で、CSR（地域貢献）に、ご賛同・ご協力いただける事業所様を1校につき4社募集（1業種1社限定）しております。

残り 2 社募集中

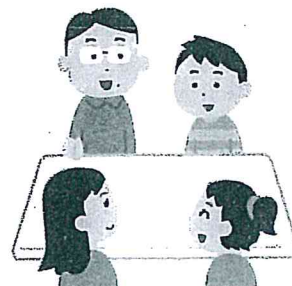
各ご家庭でインターネット利用に関するルールを作ってください

この時期になると、進学を機に子どもたちにスマートフォンを買い与えるというご家庭も多いかと思いますが、また、自由に使える時間の多い春休みは、子どもたちのインターネットの利用時間がつい長引きがちになります。そこで今回は、各ご家庭でのインターネット利用に関するルール作りのポイントについてお話ししたいと思います。

ルール作りの際に重要な3つのポイント

①保護者と子どもで話し合っ決めて決めること

子どもがしっかりルールを守るには、そのルールがなぜ必要なのかを、子ども自身が理解していないといけません。そのため、保護者が一方的にルールを決めるのではなく、子どもと話し合っ決めて決めることが大切です。



②具体的なルールにすること

例えば、「夜遅くまでインターネット機器は使わない」というようなルールだと、その日の子どもの気分次第で何時まで使うかわかってきてしまいます。そういうあいまいなルールではなく、「インターネット機器の利用は、夜の10時まで」というような具体的なルールを作るようにしてください。

③定期的に話し合っ見て見直すこと

インターネット機器を使っていくうちに、子どもたちはいろいろな使い方を覚えていきますし、新しく興味を持つサービスも出てきて、現行のルールに不満を感じるようになることがあります。そこで、半年に1度など時期を決めて子どもと話し合っ、そのときの子どもに適したルールに変更してください。

インターネット利用に関するルールの例

- ・インターネット機器の利用は、夜の10時までとする
- ・インターネットに自分や友だちの個人情報を載せない
- ・インターネットに他人の悪口を書かない
- ・食事中や、誰かと会話しているときは、インターネット機器を使わない
- ・寝る部屋にインターネット機器は持ち込まない（夜間は居間で充電しておく）
- ・インターネット上のサービスで知り合った人とは絶対に会わない、自分の個人情報を教えない
- ・インターネットを使っていてトラブルになりそうときは、すぐに保護者に相談する



子どもと話し合っルールを作るには、保護者の方も情報モラルやフィルタリング等についての基礎知識を持つておく必要があります。自信がないという方は、熊本県が作成した右の資料等を参考にしてください。



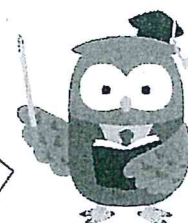
スマホに弱い大人の教科書

(発行) 熊本県警察

(協力) 熊本県

熊本県教育委員会

熊本市教育委員会



家族で話し合っ子どもに適したルールを作り、子どもが安心安全にインターネットを利用するための手助けをしてあげてください。

令和4年度 学級編制等 (学年・学級、主任・主事等、部活動担当)

【第1学年】							部活動名	担当名	
学年主任	教科	組	学級担任	教科	副担任	教科・担当	野 球	堀田 貴史	
鶴本 百合子	国 語	1	犬童 莉恵	理 科	福田 美穂	社会		白濱 雄志	
		2	野々脇 惇二	数 学				平江 怜奈	特別支援
		3	竹井 優衣	理 科	中村 朱里	特別支援			
		3	宮本 由実	英 語					
		4	中武 修	体 育					
【第2学年】							陸 上	福田 美穂	
学年主任	教科	組	学級担任	教科	副担任	教科・担当	男子テニス	谷口 純子	
恒松 三津子	英 語	1	堀田 貴史	理 科	福山 浩一	技 術		中武 修	
		2	松木 愁琳	英 語	久川 裕美子	通級指導	竹井 優衣		
		3	長谷場 陽子	音 楽	中村 泰介	特別支援	女子テニス	田上 順一	
		4	山本 康平	社 会	吉村 俊浩	特別支援	中村 朱里		
【第3学年】							男子バスケ	中村 泰介	
学年主任	教科	組	学級担任	教科	副担任	教科・担当	女子バスケ	福山 浩一	
黒木 亜里沙	英 語	1	新木 由美子	家 庭	中野 博	国 語		松木 愁琳	
		2	寄元 岳	数 学	松原 浩三	特別支援	犬童 莉恵		
		3	上淵 匡基	国 語	谷口 純子	特別支援	男子バレー	野々脇 惇二	
		4	久間 章弘	体 育	尾方 萌利	特別支援	中野 博		
【特別支援学級】							女子バレー	上淵 匡基	
学年主任	教科	組	学級担任	教科	副担任	教科・担当	尾方 萌利		
松原 浩三	特別支援	さくら1	平江 怜奈	特別支援			卓 球	鶴本百合子	
		さくら2	吉村 俊浩	特別支援				宮本 由実	
		さくら3	松原 浩三	特別支援					
		あおば1	中村 朱里	特別支援			柔 道	山本 康平	
		あおば2	中村 泰介	特別支援				恒松三津子	
		あおば3	尾方 萌利	特別支援					
		すみれ	谷口 純子	特別支援					
【総務部】							剣 道	岩崎 久典	
校 長	片山 源次	教 頭	山本 祥博	主幹教諭	山本 哲也	生徒指導 主 事	黒木亜里沙		
育成支援 教諭	白濱 雄志	教務主任	田上 順一	岩崎 久典					
保健主事	宮崎 薫	事務主任	片山 知美	図書司書補	福田 幹子	水 泳	寄元 岳		
心の教育 相談員	小谷つゆみ	事務補助	田山奈美子	庁 務 手	久保英美子		松原 浩三		
【その他の主任・主事・主査等】							吹 奏 楽	長谷場陽子	
進路指導 主 事	中野 博	研究主任	山本 康平	体育主任	久間 章弘	美 術	久川裕美子		
教育相談 コーディネーター	岩崎 久典	特別支援 コーディネーター	中村 朱里	防災主任	野々脇惇二		山本 哲也		
人権教育 主 任	新木由美子	道徳教育 推進教師	宮本 由実	通級指導 教室担当	久川裕美子	平江 怜奈			

令和4年度 あさぎり町立あさぎり中学校 職員写真



あおば 2 担任
中村 泰介

小谷 つゆみ 心の教室相談員	田山 奈美子 事務補助	久保 英美子 庁務手	片山 知美 事務主任	福田 幹子 図書司書捕	富永 未由希 支援員	平原 直美 支援員	日根野 裕美 支援員	恒松 ゆかり 支援員	清田 雅子 支援員		
	あおば 1 担任 中村 朱里	1 年 副担任 福田 美穂	さくら 1 担任 平江 怜奈	1 年 学年主任 鶴本 百合子	1 年 1 組担任 犬童 莉恵	1 年 2 組担任 野々脇 惇二	1 年 3 組担任 竹井 優衣	1 年 4 組担任 宮本 由実	1 年 5 組担任 中武 修		
田上 順一 教務主任	すみれ 担任 谷口 純子	進路指導主事 中野 博	さくら 2 担任 吉村 俊浩	通級学級担任 久川 裕美子	2 年 副担任 福山 浩一	2 年 学年主任 恒松 三津子	2 年 1 組担任 堀田 貴史	2 年 2 組担任 松木 愁琳	2 年 3 組担任 長谷場 陽子	2 年 4 組担任 山本 康平	養護教諭 宮崎 薫
さくら 3 担任 松原 浩三	3 年 学年主任 黒木 亜里沙	育成支援教諭 白濱 雄志	生徒指導主事 岩崎 久典	主幹教諭 山本 哲也	片山 校長 源次	山本 教頭 祥博	3 年 1 組担任 新木 由美子	3 年 2 組担任 寄元 岳	3 年 3 組担任 上瀬 匡基	3 年 4 組担任 久間 章弘	あおば 3 担任 尾方 萌利